

パート 契約社員 アルバイト 嘱託社員

# 非正規雇用フォーラム・福岡

パート

嘱託社員 パート 契約社員

## ニュース

発行：非正規雇用フォーラム・福岡

福岡市博多区千代4丁目29-51

## 正規・非正規の枠を超えて 1人ひとりが人間らしく働ける社会を！

### — 非正規雇用フォーラム・福岡第9回総会を開催 —

6月12日ココロンセンターで、非正規雇用フォーラム・福岡第9回総会を開催しました。落石共同代表はあいさつの中で、「働く者を保護する法律を岩盤規制だとして、労働者代表を入れずに学者や企業トップの意見で根本から覆そうとしている。私たちは、この1年間、アベノミクスの本質や労働規制緩和のめざすものを学習するとともに、福岡県労政課との協議を行いました。さらに、ネットワークを駆使して非正規の就職を強られる若者の実態把握に努めてきました。今、福岡市は戦略特区となり、50万人の雇用をつくるというが、正規でなく非正規が増えることが懸念される。労働者が夢を持って働き続けることができるようにしていきたい。」と述べました。来賓の渕上社民党代表からは、「政治では戦争ができる国づくりがすすめられ、労働では正規と非正規が分断され、国民生活は不安定な状況に追い込まれている。大切なことは憲法に従っての国づくりで、基本的人権は守っていかなければならない。人間が人間として生きられる社会、非正規が希望を持てる社会づくりに党として尽力したい。」と連帯のあいさつがあり、小川県知事、高島連合福岡会長、高島福岡市長、北橋北九州市長からのメッセージも紹

介されました。

その後、2013年度の経過報告、会計報告、監査報告、2014年度の活動方針、予算案が拍手で承認され、当面のとりくみとして7月に最低賃金に関する要請書を各団体でとりくむことを提案し、2014年度役員の紹介とあいさつで総会を終了しました。



続いて、西日本新聞の竹次稔記者より講演を受けました。竹次記者は、厚労省のブラック企業調査の内容、自らが取材したブラック企業の事例、見捨てられてきた公務の「ブラック」化、そして、それらを通してブラック企業の本質について語りました。講演の概要は次の通りです。

## 「ブラック企業実態調査の結果からみえるもの」

### ■厚労省が昨秋、集中調査

昨年9月、厚労省は九州で697社、福岡で186社のブラック企業集中抜き打ち調査を実施した。その結果について、詳しく知りたくて福岡労働局に情

報公開請求を行ったところ、186社の「復命書」（調査概要）、「是正勧告書」（違法内容の指摘）、「指導表」の3点セットが企業名は黒塗りながら開示された。対象企業はもともと「ブラック」が疑われていたと

はいえ、違法な時間外労働、残業代未払い、最低賃金以下、36協定を結んでいない、労働時間を把握していないなど、労働基準法違反が9割に及び、スーパーマーケットをはじめ運輸業、福祉施設、タクシーなどの違反が目立った。福岡労働局内で、労働時間が100時間の過労死ラインを超える企業が24.7%に及ぶことも確認でき、美容業では労働時間を把握していない、中小企業では労基法が理解されていないことなども分かった。

これらに対し、労働局としては集中調査に加え、大学生向けの労働法出前講座の拡充、離職率を公表する「反ブラック企業宣言」制度の導入、労働基準監督官の拡充などの対策にとりくんでいる。また、「ワークルール検定」を実施するなど、労働者自らが労働法を身につけるようにするとりくみも始まっている。労働者の権利は、就活前の高校、大学でもっと学習する機会を設けることが必要なのである。

## ■これがブラック企業！

●一坪25万円の安さの住宅を売りに、売上を伸ばす企業の事例…残業代未払いを従業員が労基署に申告して発覚した。是正勧告を受け、過去2年間分の残業代を一律10万円の支払いで収め、同時に賃金構造を「基本給+歩合+固定残業代」に変更した。ただし、基本給を5万5千円下げ、固定残業代を6万円にし、実質は5千円の賃上げにしかっていない。これでは解決にならないと指摘しても、会社側は、「未整備だが少しずつ改善しているからいいじゃないか。」と開き直った。この企業は、労務管理担当者がおらず、社長のワンマン経営になっている。企業の成長のためには、人に対する投資をしっかりとやるのが肝心で、この企業には将来の発展性がないといえる。

●ある廃棄物処理会社に、前の会社をリストラされ、社長に救われて入社した50代の男性の事例…未経験だったが、建物解体の営業、現場調査、見積もり計算を一人でこなす役回りについた。残業が月に170時間を超えることもあり、加えて、一方的に給与が歩合制に変えられ、事業の赤字を労働者の給与で穴埋めするルールまで導入された。200万円の赤字の給与からの天引き、夜のアルバイトの掛け持ち、さらに500万円の自己負担を迫られた、妻のパート先まで催促の電話をかけられた。「家族を巻き込むことはできない。」と、妻と相談して組合に駆け込み、支払いを回避できた。さらに、労働審判未払い残業代も取り戻すことができた。妻の助言がなければ過労と精神的ダメージでどうなっていたか分からないという。

●独立して自営の運送会社を立ち上げた30代後半男性の事例…宅配の荷物1個を請け負って150円。出来高制なので、留守宅を訪ねてもお金にならない。朝6時から夜10時までの過酷な労働時間、1日に数千円で、ガソリン代にしかならない日もある。運送業は、1次、2次、3次下請けの構造で低賃金におかれているのだ。規制緩和で同業他社が乱立しダンピング競争にさらされ、通販の「送料無料」でも配送は「犠牲」を強いられる。サービス拡充の裏側には、低価格の運送料で働くことを余儀なくされる人たちが存在するのだ。

## ■公務も「ブラック」化がすすんでいる

文科省によると、公立小中学校の教員約70万人。そのうち、臨時的任用職員と非常勤講師（コマ講師）を合わせると、その割合は16.4%に上っている。学校現場は、正教員、臨時教員、コマ講師、自治体採用教員の4層構造になっているのだ。そして、臨時教員も担任を持たされ、採用試験の勉強をしながら教育現場に身を置き、1年更新で、次年度も任用されるのかを気に掛けながら、辛い毎日を送っている

のである。ベテランになるほど、正教員との給与と仕事内容に格差が大きくなるが、生徒指導などの難しい業務も容赦なく任される。その激しい業務のせいで、正規、非正規を問わず、精神疾患による休職者が増えているのが現状である。

教員の人件費の国庫負担割合が減り、都道府県の負担割合が引き上げられたのが、非正規教員増加のきっかけとなった。そもそも、教員に残業代は出ない。しかし、1週間の超過勤務が20時間以上とい

う人が14%いるのである。また、校長など管理職の非正規労働についての理解はすすんでおらず、過重労働の負担は解消するはずがない。

教員の非正規化は、大学や私立高校でもすすんでいる。いまや3分の2が非正規教員という大学もある。非正規教員の努力によって、教育の質はある程度維持されているが、非正規は研修に出られず、満身に休みも取れず、いつ切られるかわからない不安定な状態で働き続けている。このままでよいのか。

### ■いわゆる官製ワーキングプア問題

非正規公務員は九州で4人に1人、6か月未満の超短期非正規を加えるとさらにその比率は増す。その8割弱が女性で、保育士、一般職、給食調理員、教員など、正規と同じ仕事をしている人も多い。特に前線的な業務に増えているのが特徴だ。しかし、給与は正規の4分の1～3分の1でしかない。同じ仕事でも6割が年収200万円以下のワーキングプア層で、自治体によっては交通費も支払われず、休みなどにも格差がある。非正規にも、臨時職員、一般職非常勤職員、特別職非常勤職員という複数の種類があり、それぞれバラバラに使われている。それらに共通するのは、労働契約法、パート労働法の適用除外など、法的に守られていないということだ。九州では、10年以上の非正規職員を採用している自治体が25%、30年近くを非正規で働かせているところもあり、公務というだけで法的に担保されない状態におかれているのである。生活保護のケースワーカーでも、主要都市で1～2割が非正規となっている。6か月未満の契約では、社会保険や健康保険の行政負担を減らすために、2か月任用し2か月休ませることを繰り返す事例もあった。

公共事業からワーキングプアを生まないように公契約条例が策定され、適正価格での事業発注を行っていく動きも出てきている。自治体では、非正規公務員を少しずつ組織化し、諸手当や休暇の確保、理不尽な雇い止めをやめさせるとりくみも始まった。納税者として、財政の健全化を求めつつ、必要な人件費を容認し、それを前提に公務の健全化を求めていくことが重要である。

### ■「ブラック企業」の定義は今、あらゆるところに拡大中

「ブラック企業」はもともと、「新興企業で、若者を

大量に採用し、過重労働・違法労働によって使いつぶし、次々と離職に追い込む成長企業」と定義されてきた。しかし、広義に捉えるとそれだけではない。「違法な労働を強い、労働者の心身を危険にさらす企業」や「若者、女性、非正規労働者、下請けという労働弱者にしわ寄せが当たる構造」、「民間企業だけでなく公務にも犠牲を強いる構造」が広がり、「ブラック企業」の定義は今まさに拡大中なのだ。

違法な企業がまかり通る中で、労働の規制緩和がすすめられていいはずがない。「ブラック企業」という言葉は、働く現場のおかしい実態をあぶり出すため使える言葉だ。労働者に保障された権利、相談窓口など学習し伝えて、働く現場のおかしさを共有することが重要だ。そして、労働者がワークルールを学び、社会としても「それはおかしい。」という共通感覚を育てていくことが必要である。

### ■社会全体の「ブラック企業」化にNO！！

取材を通しての竹次記者の問題提起で、私たちの身の周りの至るところに「ブラック企業」化が浸透していることがよく分かりました。先の通常国会で「過労死等防止対策推進法」が成立し、年内に施行されることになっています。その一方で、6月24日に発表された新たな成長戦略には、労働時間規制を適用除外する「ホワイトカラーエグゼンプション」の導入が盛り込まれました。年収1000万円以上、職務の範囲が明確で高度な職業能力を持つ労働者を対象とするとしていますが、働く現場に「残業代ゼロ」の長時間労働がなし崩し的に拡大していくことが懸念されます。相矛盾した2つの政策が当たり前の



ように成立していくというのは、政府自体が「ブラック企業」化している証拠です。

私たちは職場・地域から力を結集し連帯して、社会の「ブラック企業」化に立ち向かっていかなければなりません。

—講演「ブラック企業実態調査の結果から見えるもの」—参加者のお二人から感想文を寄せていただきました。

### ＜経営者の思いのままにさせてはならない＞と強く思った講演でした。

井上

“ブラック企業の実態から見えるもの”というテーマで現役記者の竹次さんによる講演があると聞き、是非とも聞かなければと思い、参加しました。

竹次さんは、ブラックな企業の実態を次々に明らかにされ、とても衝撃的な内容でした。大量に労働者を採用し極限的に働かせ、その拳句にさまざまな口実を作っては首にして、新しく労働者を雇い入れる。その手口は多種多様でした。特に私が強く印象に残っていることは、請負の運送業者の話でした。竹次さんは、彼らの過酷な労働実態を伝えながら「通販の送料無料は、誰の犠牲の上に成り立っているのか考えてみてください」と静かに言われました。私はアッと思いました。私も送料無料を喜んで利用していたからです。” 送料無料 “は実は運送業者に引き受けさせているのですね。そんなことも考えずにいた自分が恥ずかしくなりました。しかし問題は規制緩和で競争が激しくなり、結果末端の弱者に一切の犠牲がかかっていることだと思います。教師の話もそうでした。16.4%が非正規採用で、しかも業務は正規の教師とほぼ同様になっていると。本当にひどい話だと改めて思います。私の職場も同様なのです。

経営者の意のままに限界まで酷使され、抵抗すればいつでもどこでも経営者の思いのままに首を切られて生活を奪われてしまう。今こそ労働者は本気で団結して頑張らなければいけない、と思いました。竹次さん！ありがとうございました。



### 一人ひとりが人間らしく働ける社会を！

宮口香代

西日本新聞社会部の竹次さんの講演を大変興味深く聞かせていただいた。「教員の非正規化 16.4%に上昇中」とあり、「よくぞ、調べてくれた！」と心の中で声を上げた。喜ぶことではないが、社会問題として取り上げてもらえるということは、大きい。民間企業だけでなく公務員でも、非正規の割合は高くなっている。九州で非正規の公務員は4人に1人と聞き、唖然とした。また、通販の「送料無料」の裏に、下受け企業の犠牲があることを学ぶことができた。

学ばなければ、知らずにすぎてしまうことが多い。自分のことだけでなく、社会に目を向けて行動していかなければいけないと、改めて考えさせられた。

これからも組合で声をあげ、おかしいことはおかしいと言える社会を目指したい。

# 2014最低賃金審議会はじまる！

## 『どこでも誰でも一律1200円をめざして』

7月22日、落石共同代表と永元事務局長とで県の最低賃金審議会に下記の意見書を提出しました。それに先立ち7月15日に行われた第2回審議会（労使意見聴取会）には永元事務局長が傍聴参加しました。

意見陳述は福岡県内4ブロックの労使双方の代表4人から出されました。労働者側からは、消費税が上がり、賃上げがないだけでなく切り下げさえ行われている中で、非正規労働者の非常に苦しい生活の実状を訴えながら、最賃を引き上げることを求めたのに対し、経営側からは、零細企業の厳しい経営実態を理由に現状のまま引き上げの必要なしとの意見が出されました。

ハローワークの求人求職情報の資料によれば、最賃で求人募集をしても人が集まらず、少しでも賃金が高い所へ人が流れていき、人手不足は労使ともに深刻な状況のようです。また、セブンイレブン全国賃金比較では福岡721円、愛知816円、広島772円と地域差が大きく、県内でも福岡市と大牟田市では30円近くの時給差があり驚きでした。今や4割近くになった非正規労働者にとって、最賃引き上げは、自分たちの賃金を直接左右するだけに非常に重要なとりくみです。もっと多くの人たちに関心を持ってもらう取り組みを強めなければならないと痛感しました。



2014年7月15日

福岡地方最低賃金審議会  
会長 阿部 和光 様

非正規雇用フォーラム・福岡  
共同代表 服部 弘昭  
勝山 吉章  
落石 俊則

## 福岡県最低賃金改定に関する意見書

貴職におかれましては、福岡県における労働者の最低賃金改善について真摯に取り組みを進めていただけますことに、心より敬意を表します。

福岡県最低賃金の昨年改定結果は、目安+1円の11円引き上げであり、その水準は労働の対価として「生活できる最低賃金」という役割と期待に答えていない状況にあります。

私たちが求めている最低賃金「時給 1200 円」とは程遠い現状の引き上げ額であり、底辺を成す労働者、とりわけ非正規労働者の生活は、社会保障負担や消費税 8%への増税、円安による生活物価の値上げによって益々困窮の度を深めていると断じざるを得ません。

今日にまで至る格差社会の拡大は、アベノミクスによって一部のグローバル企業が利益を増大しながら政府は更なる減税を検討する一方、今も増加する非正規労働者が労働者の 37.9%を占め貧困生活をしいられている状況や、これまでも十分とは言えない生活保護適用を更に厳しくする政策が国民の不公平感や不満を生み出しています。

福岡県においても「できる限り早期に全国最低 800 円を確保し、景気状況に配慮しつつ、全国平均 1000 円を目指す」政労使合意を実現しなければなりません。昨年度程度の引き上げ幅では今後 5 年間でも 800 円にも到達しないことは自明です。現政府の経済政策「日本再興戦略」でも最低賃金の引き上げを指向する共通の観点であり、均等待遇実現、中小企業の下請単価引き上げと公正取引による利潤確保、地域間格差の是正と経済・生産活動の回復を促進する施策として、また国際的見地からも見劣りする最低賃金の引き上げを大胆に実施すべきだと考えるところです。

従って、私たちは、貴審議会に於いての急務は、最低賃金法 1 条及び 9 条 3 項の目的を積極的に意味づけ、働くことの対価を生存権から規定する生活保護水準から相当に引き上げることによってインセンティブを与えること、フルタイムではない労働時間や家族構成などの実態を考慮した最低賃金を設定すること、担税や年金制度など持続可能な社会の維持を阻害する「非正規雇用労働者とその子等の貧困連鎖の解消」などに焦点を当て、2014 年度の地域別最低賃金の改善を下記の通り強く要請します。

## 記

- 1 2014 年度福岡県地域別最低賃金は、平均的な正規労働者年収の 50%以上とし、早期に時給 1200 円以上とするよう、到達までの年限を設け計画的に引き上げること。
- 2 法律の趣旨に則り、生活保護費水準との逆転解消は、暫定的基準である単身者の県内加重平均ではなく、福岡県内すべての地域の労働者の最低賃金が、生活保護を下回らない額として、福岡市級地の生活保護額以上に引き上げること。
- 3 政府が国民に約束した政労使合意である「雇用戦略対話合意」の実現に努力し、今年の改定では全国の早期最低目標とした 800 円以上に引き上げること。特に国家戦略特区に選ばれた福岡市には、対象企業に労働時間を基本としこの最低水準を試行するよう進言すること。
- 4 生活保護との逆転解消で先行する地域との地域間格差が拡大している現実を改め、本来の各県指標に比例する地域別最低賃金とされたい。そのためには、国内企業の多くを占める中小企業が法で定める最低賃金の支払いを可能とすることが重要である、大企業優遇の成長戦略や中小企業への課税強化に依拠しない国富の再配分を誘導促進させる政策を推進するよう今年の答申に於いて国に求めること。

以上